



近畿税理士会

発行 平成14年11月

泉大津支部だより 14年秋号

No.8

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534

編集委員/延時 隆・竹尾 公宏・石谷 秀志・岩間 新吾・笠井 慎五

税務相談と税理士業務

広報委員会・情報化対策委員会担当

副支部長 延時 隆



税理士法では、第2条第1項に税理士の業務として、税務代理、税務書類の作成と並び、税務相談を挙げている。これらは、いわゆる無償独占・有償独占の業務であって、税理士のみに与えられた独占業務である。

税務相談は、シチュエーションとしては、一般的に、われわれの関与先である顧客が関与税理士に相談することを指す。また、関与のない一般の方が事務所のドアを開けて相談に来られることもある。さらに、税務署の受付で「このことについて聞きたいのですが?」と部署を尋ねられることもあるだろうし、市役所に相談に行かれることもあり、そうした場面と内容は多岐にわたる。

一般の方にとって、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の士族に比べて、税理士は、より身近な職業であろうし、社会的認知があるかと思うが、税の専門家として、相談しやすい職業のはず。ただし、税に関する相談は、病気の時の医者と同じく、相手に自分の状況を曝け出すことになるのだから、きちんと自分のことを理解してくれる人であることが前提である。その点、未知の事務所への飛び込みよりは、知人の紹介、口コミでもって、門戸を叩くのだろうし、その相手の人格と誠意と信頼感を最重要素とすると思う。

近畿税理士会では、日税連会則に従い、会則第61条に税務援助を規定し、小規模零細納税者に対する税理士の業務に関する施策を実施し、具体的に「税務援助の実施に関する規則」を定めて、毎年2、3月の個人確定申告期に全会挙げて、税務援助活動を実施している。

小規模零細納税者とは、税理士が関与していない事業所得者のうち少額所得者、より具体的には、税務援助の実施に関する暫定取扱要領（規程）によれば、原則として300万円以下の事業所得者をいう。

また、そうした税務援助対象者の枠から外れた、税理士が関与していない一般納税者に対しては、「税務

援助」とは別に「税務指導」という括りで「一般納税者に対する税務指導の実施に関する要綱」（規程）を設けて、税理士制度の擁護・発展並びに税理士業務の周知を図っている。

こうした税理士会という税理士個人の枠を超えた組織体でもって、税務援助ないし税務指導が行われていることは、税理士の社会公共的使命の責務に基づく施策である。

税理士会の支部としても、一般の方に対して、「税と税理士」に関する理解度を深め、また、税理士の社会的認知と職域拡大をさらに高めるよう、税理士業務及び支部・支部会員の対外PRに努め、市民相談の機会を増やすことが必要である。

ただし税理士のパーソナリティとしての税理士業務と、こうした税理士会挙げての施策とがいかに融合するかが課題である。

税理士の社会的認知と社会的評価は、税理士の単なる記帳代行屋・経理業務の専門家としてではなく、事前相談と事後相談に対するプロフェッショナルとしての適正な判断を示せるかにかかっている。

14年秋号主な内容

- 1面 税務相談と税理士業務
- 2面 税務署からのお知らせ
和泉市商工まつり・高石商工フェスティバルに参加
- 3面 支部旅行 ～こんびらさん～
- 4面 知識あれこれ 身元保証人について
- 5面 4支部合同・資産税研修会開催
- 6面 こころの窓「サッカー観戦」
- 7面 新会員自己紹介
- 8面 告知板・原稿募集・編集後記

泉大津税務署からのお知らせ

平成14年度「税を知る週間」行事計画表 すべて11月中

		場所
6日(水) 14:00～	泉大津納税協会女性部発足式	泉大津市民会館
11日(月) 10:00～16:00	税の無料相談 税理士会との共催	ダイエー泉大津店
13日(水) 10:00～16:00	税の無料相談 税理士会との共催	和泉府中サティ店
12日(火) 14:00～	講演会 講師「神田川俊郎」	ホテルサンルート関空
15日(金) 14:00～16:30	納税表彰式	ホテルサンルート関空
27日(水) 16:00～17:00	税に関する作文表彰式(中学・高校)	納税協会
1日(金)～15日(金)	泉大津ケーブルテレビ	「税を知る週間についての放送」
1日(金)～15日(金)	和泉シーエーティヴィ	「税を知る週間についての放送」
1日(金)～17日(日)	税金クイズ 小学5年生～高校生対象	
	泉北地区租税教育推進協議会主催	

和泉市商工まつり・高石商工フェスティバルに参加

泉大津税務署・泉大津納税協会 後援
近畿税理士会泉大津支部 の無料相談所の開設



和泉市商工まつり
・10月5日(土)～6日(日)
池上曽根史跡公園にて開催

高石商工フェスティバル
・10月20日(日)
高石鴨公園グランドにて開催

参加していただいた先生
ご苦労さまでした。



10月こんぴらさんの思い出

久保 慶明

～恒例の秋の支部旅行～

恒例の支部旅行が10月18日(金)～19日(土)に行われました。

観光組15名、ゴルフ組12名、合計27名

10月18日恒例の秋季旅行がやってきた。昨年は日程の都合で参加できず残念に思っていたところ、今年は琴平方面と聞き特別の感慨をもって参加した。

と云うのは私事で恐縮だが、私は琴平から程近い香川県の西端愛媛県と境を接する「豊浜町」で生まれ育ち、太平洋戦争が終焉をむかえた翌昭和21年旧制中学最後の学生として県立三豊中学に入学し、学制改革を経て昭和27年(現)観音寺第一高校を卒業、関西大学入学のため故郷を出て既に50有余年が経過した。

少年時代毎年祖父に連れられ「こんぴらさん」参りをした懐かしい思い出と支部会員一行を乗せたバスは泉大津を離れた。

湾岸線、阪神高速、第2神明を経て大阪湾、播磨灘を左右に見る壮大な明石海峡大橋を渡って神戸淡路鳴門自動車道を一路南下淡路島南端の大鳴門橋記念館目指した。記念館で新鮮な昼食に舌つづみを打ち小休止の後大鳴門橋を渡って徳島県立渦の道を散策した。

渦の発生を真上から観察できる話題のスポット。正体は全長1629mの人工美を極めた大鳴門橋の橋桁に設けられた全長450mの遊歩道だ。海に向かって遊歩道を先端まで歩くと展望室がある。床に張られたガラス越しに見える激しい潮流は、やや時刻が遅かったとはいえ足がすくむほどスリリングだ。海面上約45m、高所恐怖症の先生にはお気の毒!!

一同の感激を乗せたバスは高松自動車道を經由、目的地の琴平へ向かった。

琴平のホテル到着もそこそこに、一部休憩の先生を残して早速案内人を伴って久しぶりの「こんぴらさん参り」に出かけた。

「さぬきのこんぴらさん」として親しまれ、古くから信仰を集めてきた金刀比羅宮。標高521mの象頭山の東腹に鎮座し、参道入口から奥社まで1368段の石段が続いている。石段を785段登ると本宮。大社関棟造、檜皮葺で荘厳なたたずまいだ。絵馬堂には折り込めた大小さまざまな絵馬が掲げられている。本宮前の展望台からは、讃岐平野の穏やかな夕暮れの風景が一望のもと。奥社はさらに583段登った先だ。

ホテルへ帰り入浴休憩の後、宴会の席に臨んだ。居並ぶ出席メンバーを見て隣席の長年コンビを組んできた畑中先生と共に「随分若くなった・・・」と感想を話しあった。アルコールがすすむとともに宴会は大いに盛り上がり、一次会では飽き足らず、さらに二次会へと・・・

明けて19日、私は「こんぴらさん参り」の張り切りすぎと、雨天のため観望を買いながらも、急遽予定のゴルフをキャンセルして観光組に加わった。

はじめに訪れたのは四国88ヶ寺第75番札所五岳山善通寺。ここは弘法大師生誕の地で、高野山、東寺と共に大師の三大霊場の一つである。弘法大師空海の



父親は、佐伯直田公普通と云いこの父普通の名が善通寺の寺号である。45万㎡と云う広大な敷地に立つ五重塔、金堂、釈迦堂等々・・・、十数年前に訪れたときと変わらぬ荘厳重厚なたたずまいにはあらためて感動を禁じえなかった。

参拝を終え、最後の目的地「祖谷峡谷」を目指してバスを進めた。高松道から川之江ジャンクションを経て井川池田インターで高速に別れを告げ、国道32号線を吉野川の清流に沿って上流の大歩危、小歩危をめざした。

大歩危、小歩危は吉野川が、四国山地の結晶片岩を侵蝕して造ったV字型の峡谷。深い緑の中奇岩が連なり、清流は淵や早瀬となって流れ、山肌の岩にしがみつくようにして、JR土讃線が走る。まさに絶景・・・

展望小休止の後、対岸の奥地祖谷峡谷に向かった。着後、ホテルかずら橋の囲炉裏部屋で猪なべの昼食に舌つづみを打った。ところが、私たち3人が予定を狂わせたせいか猪なべに猪肉が入っていない人が3人いることが食後に判明すると云うハプニングが・・・

さすがは大人?? 大笑いの和やかななか、ボンネットバスに乗りかずら橋へと向かった。

かずら橋は、祖谷の溪に架かる野生のカズラを編んで造った橋、長さ45m、幅2m、祖谷川の水面からの高さは14mで橋の隙間からは川面が見える。そのうえ雨で足元は滑り、片手で傘をさして渡りきるには度胸が必要だ。かつては大事な生活路だったそうである。

以上で観光組の全ての行程は終わり、ゴルフ組と合流すべく小雨にけむる祖谷峡谷を後にした。

香川県財田町のエリエールゴルフクラブでゴルフ組と合流帰路についた。車中ゴルフの成績発表、賞品授与、競馬の配当金支払い、次の開催等々話し合うなか、バスは夕暮れの迫る備讃瀬戸の島々を左右に眺めながら瀬戸大橋を渡り、夫々の感動と想いを乗せて一路泉大津を目指してひた走った。

最後になりましたが、この旅行を企画してくださった執行部の皆様には心から御礼申し上げます。また、アクロス観光バスの「運転手」氏の徹底した安全運転には頭の下がる思いがした。あらためて厚く御礼申し上げます。

以上

知識あれこれ 身元保証人について

岩間 新吾

日常生活の中では、親戚や友人あるいはその子女が就職する際に、身元保証人になるよう依頼される場合があります。雇用契約締結の際、労働者の行為によって使用者が損害を受けた場合に労働者本人以外の者にも補償を求める趣旨の身元保証書の提出を求める企業が少なくないといわれており、万一、就職した本人が会社に損害を与えた場合の身元保証人の責任の程度は気になるところだと思います。以下では身元保証人に関して調べたポイントをいくつかご紹介したいと思います。

1. 身元保証法の規定

親戚関係にあるという理由あるいは義理人情などから、内容を十分に検討しないまま身元保証契約を締結する例も多いと思われます。契約書には損害賠償の具体的な金額が記載されていないこともあり、まさか自分が本当に身元保証人としての責任を追及されることはないであろうという心理的な思い込みがあるかもしれません。

しかしながら、逆にいえば、身元保証人の負担すべき損害賠償額は契約時には予測できませんし、場合によっては莫大な賠償額を請求される可能性もないとはいえません。そこで、身元保証人を保護するため、身元保証法（身元保証二関スル法律）が制定されています。身元保証法の主な要点をまとめてみました。

- ①期間を定めない身元保証契約は3年間有効。ただし商工業見習者の身元保証契約については5年（第一条）。
- ②期間を定める場合は5年を超えることはできず、これより長い期間を定めても5年に短縮する。更新は可能だが、これも5年を超えることができない（第二条）。
- ③使用者は、以下の場合、身元保証人に遅滞なく通知する義務を負う（第三条）。
 - ・被用者に業務上不適任または不誠実な事跡があり、このため身元保証人の責任を惹起するおそれがあることを知った場合。
 - ・被用者の任務または任地を変更し、このために身元保証人の責任を加重し、またはその監督を困難にするとき。
- ④身元保証人が使用者から第三条規定の通知を受けた場合、または通知義務に該当する事実を知ったときは、将来に向けて契約の解除ができる（第四条）。
- ⑤裁判所は、身元保証人の損害賠償責任及びその金額を定めるときは、被用者の監督に関する使用者の過失の有無、身元保証人が身元保証をするに至った事由及び注意の程度、被用者の任務または身上の変化その他一切の事情を斟酌する（第五条）。
- ⑥本法の規定に反する特約で、身元保証人に不利益となるものは全て無効とする（第六条）。

この法律の特徴は、長期にわたり広汎にして重大な責任を負う身元保証人を保護する目的で立法されている点及び身元保証人の保証責任の限度を定めるについて裁判所に広汎な裁量権を与えている点だといわれています。

以下では、裁量権を与えられた裁判所の判断を若干ですが、紹介します。

2. 判例から見た身元保証人の責任

①自動更新特約の効力

特約（保証期間を3年と定め、期間満了の3ヵ月前までに更新しない旨の申立てをしなかったときは引き続き3年間同一条件で更新することを認諾する旨）は、使用者から被用者の勤務状況その他諸般の事情の説明を受けた上で自由な意思で使用者の更新申込みを承諾すべきか否かを決断できるという身元保証人の事実上の利益が失われる、としてこのような特約の約定をすることは許されない、とした判例があります。ただし、判例によっては制限的に有効としたものもあるようです。

②使用者の通知義務懈怠と身元保証人の責任

使用人が第三条に規定する通知義務を怠ったことにより、身元保証人が契約を解除する等の措置をとる機会を失ったとしても、身元保証人の責任を当然免れしめるものではないという判例がありますが、この事例では第五条に規定する一切の事情を斟酌した上で、身元保証人の損害賠償責任を大幅に減じています。

また、通知義務を懈怠したことに対して、使用者が身元保証人に損害賠償責任を負うか否か、については、身元保証人の責任を減じる上で斟酌すべき事情として考慮されるという理由で否定する判例があります。

③被用者が他の会社に出向中に与えた損害と身元保証人の責任

一般に身元保証契約の当事者は、被用者本人が契約当事者となった使用者の業務に関して不正行為を出し、その使用者に対して与えた損害を保証することを約するものなので、出向先の業務に関してなした不法行為による損害については、これをも保証の範囲とする旨の特約がある場合はさておき、原則的として身元保証人の責任はないとされています。ただし、出向先が出向元の会社の営業所の実質しか有さず、出向元と被用者の間に指揮命令関係が存するなど出向元の会社の業務執行中に不正行為をなした場合と何ら変わるところがない場合には、身元保証人の責任を免れないとした判例があります。

④資格者に認められる業務に無資格者が従事し、使用者に損害を与えた場合の身元保証人の責任

一般に、身元保証がなされた場合、身元保証をする者は使用者が被用者を適法に業務に従事させることを予想し、これを前提としているのであるから、被用者が外務員を予定して証券会社に採用されたとしても、外務員登録原簿に登録を受けることなく外務員として業務に従事するが如きことは身元保証の及ぶ範囲にもともと属さない、として身元保証人の責任を否定した判例があります。

⑤身元保証人の賠償すべき損害額を定めるにつき斟酌される事情

被用者の入社当時の事情、身元保証人の保証契約当時及び更新時の事情、使用者の不正発見の遅れの程度及び不正発見後の対応状況、通知義務の有無、身元保証人の資産状況など比較的詳細に種々の事情を認定し、総合判断の上、身元保証人の損害賠償額を大幅に減額した判例があります。

以上

(参 考)

日本経済新聞／平成14年2月9日／NIKKEIプラス1

判例Check 保証の無効・取消・制限／井上繁規編（新日本法規）

4支部合同・資産税研修会 開催される

堺・泉大津・岸和田・泉佐野の泉南4支部

10月23日（水） 午後1時30分～午後4時30分
リーガロイヤルホテル堺

テーマ「相続税に関する諸問題」

講師 堺税務署資産税審理専門官

堀内 真之 氏



今年はサッカーのワールドカップが日本と韓国で開催されたので、皆様にも世界のサッカーを堪能して頂けたものと思います。

サッカーは他のスポーツと違ってなかなか得点が入らないし、いつ得点が入るかわからないので目が離せないところがよく言われる特徴ですが、好きになるとそんなところも気にならないくらいに熱中するスポーツです。昔、イギリスで罪人の斬られた頭を蹴っていたことに始まったと言われるように残酷なものでした。フットボールというとラグビーを思い浮かべますが、世界的にはサッカーのことを指します。ですから、何々フットボールクラブ（F C）といってもサッカーをするクラブのことを言います。

私が思うサッカーの面白さと言うと、人間技とは思えないテクニックを使って（例えば、右足の外側を使って斜め右の仲間の走っている先に、丁度のタイミングと強さで蹴るなんて、ちょっとしかサッカーをやったことのない私には奇跡）、選りすぐりの、しかも手を使う（当然）キーパーがゴール前にいるにもかかわらず得点するなんて神業に見えます。それも、審判もゴール前では少々のファウルは取らないので、ほとんどが敵に妨害され手足や服を引っ張られ（ちなみにパンツが脱げることも期待可）ながら得点するのだから、点を取った人は天に選ばれし者と私など本気で思っています。実際、選手もピッチ（グラウンド）を出入りするときに、よく十字をきっています。また、ボールをもっている選手は各人のその時の考えによって360度どの方向に走ろうがパスしようが自由であって、敵の隙を突いて最後にゴールを決める（動く将棋みたいな）ところがアドリブ的知性を感じて面白い点の一つです。さらに、たったボール1個あれば皆で楽しめるスポーツなので手軽。しかし案外難しい。サッカー部の時なんかユニフォーム着てるだけで、ちょっともてた点は思い違いでも魅力。

試合の中でも4年に一度の各国を挙げてのワールドカップは特別なもので、本戦に出場できる国も選手も監督も名誉なことで、勝てば英雄、負ければけなされるだけでなく、大きな失敗をすれば、以前殺されたりした例もあります。ちなみに、前々回のフランス大会でイングランドのベッカムはアルゼンチン戦でカットとなって相手を蹴って退場し試合も負けたとき、相当な非難をあび可哀想なくらいでした。

各国の超有名な実力選手が勢揃いし世界の頂点を目指して行われるワールドカップはその技術、戦術、周りの応援も素晴らしく、まるで武力を使わない国同士の戦争のようです。そのような試合を日本で開催されて、観戦できたなんて貴重なことです。

今回の日本も随分と健闘しましたが、まだまだ世界のトップとの差は明らかで、他国のトップクラスのプレーはスピードがあって、しかも正確で持久力や判断力など皆が高いレベルで備えています。また、精神面でも勝利に対するハングリーさが日本より以上にあるようです。そのハングリーが金銭、名誉それとも使命からなのかは各国や各選手によって様々だと思います。

日本のサッカーが強くなる要件は、①サッカーが広く、特に子供たちに人気を得ることによって、より有能な若手選手が次から次へと現れてくること。②国民皆の見方が厳しくなり、ただ単に一所懸命頑張れば良いだけでなく、過程も大事ですが、シビアに結果を評価すること。

但し、以上二つの点については日本サッカー協会も各選手も分かっているようです。

他に要件として特に重要なことは、私たちの応援の仕方です。競技場に行く人たちはサッカーを応援すると言うより、観戦すると言う感じの人が多く、選手の名前を呼んであげるとか、応援歌を歌うとかを皆ですと、選手は本当に励まされ、素晴らしいプレーをみせてくれます。

私も始めは小船に乗ったつもりで、今では大船に乗ったつもりで、折角来たのだからと声を出すようにしています。すると、まるで自分も選手と一体になって参加しているような感じになります。この『参加型の応援（適例：猛虎ファン）』こそが、いつの日か念願のワールドカップで我が日本が優勝カップを手にし（過去7ヶ国のみ）、全世界に憧れの的の国となる必要条件と思って頂いて間違いのないことだと確信しております。次のドイツ大会は地区予選からですが、新生ジーコジャパンが目指す攻撃的なサッカーを実現し、敵をバツバツと薙倒し、更なる躍進を遂げられることを切に願います。

今後とも、世界で最も多くの国で人気のサッカーを、一人でも多くの皆様にご理解して頂ければ幸いです。

以上

新会員 自己紹介

正木 弘

昭和17年3月1日生
登録番号：95474



商工中金に40年余勤務し、この3月で退職致しました。

税金、年金、金融等々の相談業務を行いたいと思い、各種資格を取得してきました。

今は年金相談を実践していますが、チャンスを得て、金融資産運用、相続・事業承継、ライフプラン等を順次やってゆきたいと思っています。

税金は奥が深く知らないことばかりですが、自己研鑽に励み、皆様方についていけるように頑張るつもりですので、どうかよろしくお願いします。

(支部会員へのメッセージ)

停年退職後、堺東年金サービスセンターに勤務しております。

年金相談は、まだ経験不足ですが、そのうちに私に任せてください、と胸を張れるものと思っております。

一寸変り種の税理士です。今後ともよろしくお願いします。

横山 光治

昭和18年1月22日生
登録番号：95504



出身地 滋賀県

勤務歴 国税庁、大阪国税局、堺税務署ほか
思い出の仕事

多数のマスコミ報道事件（大阪地検特捜部と合同捜査）、住専処理（バブル後の処理）

趣味

ドライブ、ウォーキング、ゴルフ、クラシック音楽、料理

モットー

正義と公平、中小企業・事業者の支援

(支部会員へのメッセージ)

本年7月、堺税務署を最後に税務の職場を退職、8月30日付で当支部に入会させていただきました。

今後は、税理士としてこれまでの経験を生かし、微力ながら社会のお役に立ちたいと思います。

また、会員の皆様との親交を念願しております。どうかよろしくお願い申し上げます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニティシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イメージオーダー
健康食品(プロポリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、墨石、墨壺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシンレンタル
保護施設

支部行事 告知板

＜和泉商工まつりへの参加＞

10月5日(土)～6日(日)

池上曾根史跡公園にて

「近畿税理士会泉大津支部の無料相談所の開設」

＜高石商工フェスティバルへの参加＞

10月20日(日)

高石鴨公園グランドにて

「近畿税理士会泉大津支部の無料相談所の開設」

＜4支部合同・資産税研修会＞

堺・泉大津・岸和田・泉佐野の4支部

10月23日(水) 午後1時30分～午後4時30分

リーガロイヤルホテル堺

テーマ「相続税に関する諸問題」

講師 堺税務署資産税審理専門官 堀内 真之 氏

＜秋の研修会＞

11月21日(木) 午後2時30分～午後4時30分

リーガホテルアルザ泉大津

テーマ「財産評価資産の留意点について」

講師 税理士 笹岡 宏保 氏

＜国民生活金融公庫 堺支店との制度融資研修会＞

11月21日(木) 午後4時40分～午後5時

リーガホテルアルザ泉大津

テーマ「現在の金融動向について」

講師 国民生活金融公庫 堺支店 融資第一課長
藤原 靖士 氏

＜国民生活金融公庫 堺支店との情報交換会＞

11月21日(木) 午後5時10分～午後7時

リーガホテルアルザ泉大津

原稿募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。

書式は、字数 1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿用紙1行24字×70行以内でも、結構です。テーマは問いません。仕事・随想・趣味などなどお寄せください。



お問い合わせは、広報委員会 延時まで。

TEL 0725-46-0680 FAX 0725-46-0681

e-mail adv_trn@wa2.so-net.ne.jp

＜会員の異動＞

平成14年11月1日現在 会員 104名

入会

平成14年 8月30日 正木 弘 先生

事務所：〒594-0041 和泉市いぶき野3-5-12-506

TEL 0725-56-2460 FAX 0725-56-2460

平成14年 8月30日 横山 光治 先生

事務所：〒594-0073 和泉市和気町4-17-3

TEL 0725-43-3099 FAX 0725-43-3099



ご逝去 平成14年9月11日 久保 正馬 先

＜支部旅行＞

恒例の支部旅行が10月18日(金)～19日(土)に行われました。以下、日程。

1日目(18日) テクスピア大阪前8:15集合→

大鳴門橋記念館→鳴門公園(渦の道)

→15:40頃湯元ことひら温泉

『琴参閣』旅館到着

(旅館到着後は、近くの金刀比羅宮参拝または旅館の展望露天風呂でゆっくりすることもできます)

18:30から宴会。

2日目(19日)〈観光組〉8:45旅館出発→善通寺→

大歩危峡→祖谷かずら橋

→ゴルフ組と合流 15:30頃

〈ゴルフ組〉7:45旅館出発→エリエール

ゴルフクラブ→観光組と合流

→泉大津 20:30頃到着

(参加者)

観光組15名、ゴルフ組12名、合計27名。

編集後記

あっという間に秋も深まり、めっきり寒くなりました。今日この頃、秋の夜長を楽しんでおられる方、それどころじゃない方、皆さんは如何お過ごしでしょうか。

このシーズンは旅行、各種研修会、商工祭など支部に関する行事がメジロ押しです。

できるだけ多くの皆さんのご参加によって、支部行事がより一層充実したものになることを期待する次第であります。本誌の支部行事告知板をお見逃しなく…。

支部だより史上初の記念すべき秋号の発刊に乾杯。引き続きご愛読の程よろしくお願いいたします。

岩 間